

年金定期 100

(2013年4月1日現在)

1. 商品名（愛称）	年金定期 100 対象預金：スーパー定期 単利型
2. ご利用いただける方	当金庫で公的年金を受け取っている個人のお客さま
3. 期間	1年の自動継続扱いとします。 お預け入れ時、元金継続、元利金継続のいずれかをご選択いただきます。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括してお預け入れいただきます。 100円以上100万円以内 ただし、すでにお預け入れの年金定期100満期時に元利金で書替継続を行う場合は、元金が100万円を超えてもお預け入れいただけます。 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	固定金利 お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示利率（スーパー定期）に0.10%上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合は除きます）
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部（9時～17時、電話：0277-44-8181）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れの際は、公的年金が振り込まれている預金通帳をご提示ください。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・専用通帳でのお預け入れとし、総合口座への組入れはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

ホームバンク きりしん



桐生信用金庫